

川口市開発行為等に関する工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市における都市計画法に関する工事の検査について、その技術基準を定めることにより検査の円滑な実施を図るものとする。また、本要領に示されていない事項については、原則として「川口市宅地開発等に関する手引き」及び「宅地防災マニュアルの解説 第二次改訂版」によるものとする。

(対象範囲)

第2条 川口市が検査を行う都市計画法に関する工事を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査は、中間検査及び完了検査とする。

2 中間検査とは、工事施工の途中において必要と認められる工程に達したとき及び必要がある場合に適時行う検査をいう。

3 完了検査とは、都市計画法（以下「法」という。）第36条第1項に規定する工事完了届があった場合において行う検査をいう。

(検査員)

第4条 検査員は、当該案件の審査を担当した職員がこれにあたる。また、法第32条の規定により協議・同意した事項に係る検査は、これを所管する担当課長が選任する職員がこれにあたる。

(検査の方法)

第5条 施工状況及び施工内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、別記「工事検査の方法」により適否を検査するものとする。なお、この検査基準に含まれないものについては、川口市の定める土木工事出来形管理基準により行うものとする。

2 検査は、設計図書に基づいて確認するが、現地の状況等により変更施工しているものについては、その変更が軽微な変更で、計画の同一性を失わず、かつ、防災上及び機能上支障を来さないものである場合には、変更施工の出来形により検討するものとし、変更許可を要しない。なお、この場合変更届出書を提出するものとする。

(手直し工事等)

第6条 検査の結果、設計図書と相違する箇所があった場合は、手直し工事を命ずることができる。ただし、敷地の機能、機能上支障を来さない認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

(写真の整備)

第7条 基礎工事等工事の進捗により明視できない部分については、別記「写真の整理方法」により整備するものとする。

(違反に対する措置)

第8条 法第81条に規定する違反事実がある場合には、同条の規定により必要な措置を

とるものとし、その措置が完了した後、改めて検査を行うものとする。

(検査の復命)

第9条 検査員は、完了検査を終了した時はその結果を速やかに、開発行為に関する工事の完了検査結果書によりとりまとめておくものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(別記)

工事検査の方法

1 完了検査実施方法

※帰属道路については、道路管理者の検査による。

工種	測定項目	規格値及び検査基準値	検査内容	備考
ブロック積工	法長	規格値 -50mm 検査基準値 設計値以上	原則としては、法長変化点で主として根入長を測定する。	
	法勾配	-0.5分	適時測定する。緩勾配については検査員の判断とする。	
	胴込コンクリート 裏込コンクリート	設計値以上	必要に応じ1箇所/500㎡程度任意位置で測定する。	
	水抜き穴 裏込栗石	設計のとおり	適時測定	
コンクリート擁壁	法長及び高さ	規格値 -50mm 検査基準値 -20mm	原則としては、法長変化点で主として根入長を測定する。	
	天端幅 敷幅	規格値 -30mm 検査基準値 -15mm	適時測定する。緩勾配については検査員の判断とする。	
	水抜き穴 裏込栗石	設計のとおり	適時測定し検査員の判断による。	
道路	勾配	±30mm	延長35m毎に1箇所	
	幅員	規格値 -25mm 検査基準値 -20mm未満	延長35m毎及び交差点部分を測定	
調整池			出来形寸法により調整容量を測定	

※ 道路幅員について、道路用地幅は規定の幅員以上を確保するものとする。用地のマイナス幅は認めない。

2 中間検査実施

中間検査は宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程における施工管理の状況、品質管理状況及び施工地区周辺との関連を把握することを目的とする。実施にあたっては、川口市開発行為等に関する工事検査要領及び「川口市工事検査要領」に準拠して行う。

3 重点調査事項

(1) 施工管理

許可条件が適切に履行されているか確認する。

工種	項目	検査内容	備考
ブロック積工 コンクリート擁壁	法長 法勾配	根入深さの掘削及び写真判定。	
	胴込コンクリート 裏込コンクリート	300㎡につき1箇所確認。充填状況、品質を管理。	
	水抜き穴 裏込栗石	透水層としての質量、機能について確認する。土砂の混入、粒度その他を確認する。水抜き穴については、寸法数量及び設置状況を確認する。	
排水管全般	総延長及び 延長	接合、マンホール等の取り付け及び縦断勾配を確認する。埋め戻しの適否を確認する。軟弱地盤処理及び管基礎の状況の確認をする。	
側溝工		底盤厚、蓋受部の不陸状況、勾配の確認をする。	
路盤工		縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、厚さ、不陸、亀裂等の適について確認。	
舗装工		表層工については、最低2箇所以上測定し厚さ、密度等を確認する。また平坦性は適時観察し、路面排水に支障がないようにする。	
管布設工		分流区域は勾配は5.5%を標準とし、流速が0.6m/s～3.0m/sとなる勾配とする。 合流区域は勾配は4.1%を標準とし、流速が0.8m/s～3.0m/sとなる勾配とする。	

(2) 現場管理

土地及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認。進入路、材料運搬通路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認。

(3) 品質管理

養生、材料、土質試験等の管理状況の確認。

(4) その他

検査は、平面計画図設計図書に基づき確認するが、現地の状況等により変更施工しているものについては、その変更が軽微な変更である場合は、変更案により検討するものとする。ただし、設計図書と異なって施工してあるもののうち、機能的に影響のあるものについて事後承諾は認めない。

4 写真の整理方法

(1) 写真の整理及び処理

写真の大きさは、サービスサイズとすること。

(2) 提出用写真の添付方法

台紙の大きさは、A4サイズとすること。

表紙には、工事個所、着手日、竣工日、施工者名を記載すること。

写真の添付は、最初に竣工写真、次に着工前写真を添付し、対照し得るように整理すること。工事中的写真は、各工種について施工の進捗状況に応じ代表的な各出来高を添付すること。

(3) 各工種の撮影

○一般的事項

各出来高の撮影に当たっては、掘削の深さ、幅、胴込・裏込厚、配筋及び型枠取り外し後の出来上がり寸法が明確に判定できるよう箱尺等をあて、かつ工種、位置、設計略図及び寸法を記載した黒板を入れて撮影すること。

○工事着手前及び工事竣工写真

全景を原則とし、できるだけ4方向の同一位置から撮影すること。

○掘削・床堀

掘削・床堀の深さがわかるよう、箱尺等で確認し撮影すること。

○ブロック積工

延長3.5mに1か所程度の割合で基礎の工法、裏込厚、構造物の幅、高さ等を撮影すること。構造物の幅は、のり面に直角又は水平に、法長及び高さは埋戻し面より中間点まで撮影すること。

○管工

断面形状と全景が判別できるよう撮影すること。

○擁壁工

土中の埋まる部分の形状寸法、配筋状況は必ず撮影すること。

○管布設工

管布設、マンホール設置、取付管設置それぞれ1サイクルの施工状況が確認できるように撮影すること。

完成後、外部から明視できなくなるものは、形状寸法等を計測し、適正に施工されたことが確認できるように撮影すること。

5 検査時必要書類

- (1) 開発者は工事が完了したときは工事完了届出書を提出し、市の検査を受けなければならない。
- (2) 工事完了届出書には次の資料を添付するものとする。

- 出来形図面 ※許可図面の設計寸法に実測値（朱書き）を書き加えたもの
- 竣工図面 ※許可図面の設計寸法を実測値に書き変えたもの
- 工事写真
- 納品伝票又は出荷証明等
- 試験報告書

1) 工事完了届出書に添付する工事写真は次の対象が撮影されていなければならない。

- 着手前、着手後の敷地状況
- 着手前、着手後の敷地境界の状況（杭、金属鈷 等）
- 根切りの状況
- 地盤改良状況
- 配筋の状況（補強筋、コーナー部 等）
- 配筋の計測状況（配筋間隔、かぶり厚さ、継手長さ）
- ガス圧接の状況（圧接器取付、加熱、引張試験 等）
- ガス圧接の計測状況（ふくらみ、偏心、ずれ）
- コンクリートの試験状況（塩化物量、スランプ、空気量）
- 捨コンクリートの寸法・形状（大きさ、深さがわかる程度）
- 止水コンクリートの寸法・形状
- 躯体コンクリートの寸法・形状（全高、全幅、壁厚さ、底盤厚さ、根入れ深さ）
- コンクリートブロック（間知石）の表示マーク
- コンクリートブロック（間知石）擁壁の施工状況
- コンクリートブロック（間知石）擁壁の厚み ※設計GL部分で撮影すること
- 栗石の施工状況
- 透水層の状況
- 水抜き穴の施工状況（孔径、吸出し防止処理）
- 成形した法面の勾配
- 路床、路盤の状況
- アスファルト乳剤の散布状況
- アスファルト混合物の施工状況（敷き均し時、締固め時の温度）
- アスファルト舗装の幅員の計測状況
- 排水施設の施工状況

管布設1サイクル（山留設置撤去状況、埋戻し状況（一層あたり30cm以内）締固め状況）

マンホール設置1サイクル（山留、埋戻し状況、締固め状況、人孔設置、可とう性継手設置（既設含む））

汚水取付管設置1サイクル（境界からのオフセット、上流人孔からの距離、土被り、可とう支管設置状況）

2) 工事完了届出書に添付する納品伝票又は出荷証明等は次の材料を対象とする。

地盤改良材料

透水層使用材料 ※再生材の使用不可

鉄筋 ※JIS G 3112の規格品であることの証明（ミルシート等）を添付

躯体コンクリート ※JIS A 5308の規格品であることの証明を添付

裏込めコンクリート ※JIS A 5308の規格品であることの証明を添付

コンクリート積みブロック（間知石） ※JIS表示許可書等の品質証明を添付

アスファルト混合物

既製コンクリート杭、鋼杭 ※JIS表示許可書等の品質証明を添付

場所打ち杭のコンクリート ※JIS A 5308の規格品であることの証明を添付

その他必要な書類（認定工法を採用した場合等）

3) 工事完了届出書に添付する試験報告書は次の資料を添付するものとする。

鉄筋の引張試験結果またはミルシート ※ガス圧接を行った場合は引張試験必須

躯体コンクリートの塩化物量、空気量、スランプ値、4週圧縮強度 ※4週待てない場合は1週でも可

裏込コンクリートの塩化物量、空気量、スランプ値、4週圧縮強度 ※4週待てない場合は1週でも可

場所打ちコンクリート杭の塩化物量、空気量、スランプ値、4週圧縮強度

杭の鉛直載荷試験（地盤工学会の「クイの鉛直載荷試験基準」による）

杭の施工報告書

（施工記録、支持層の位置・杭先の到達状況の確認資料、杭芯ずれ図、補強図、補強計算書）

鉄筋の試験報告書について

①試験は下記方法によるものとする。

- ・金属材料引張試験方法（JIS Z 2241）
- ・金属材料曲げ試験方法（JIS Z 2248）
- ・金属材料引張試験片（JIS Z 2201）
- ・金属材料曲げ試験片（JIS Z 2204）

②試験回数は、鉄筋の種類および径が異なるごとに1回（試験片3本）かつ20tごとに1回

（試験片3本）とする。

コンクリートの試験報告書について

①試験は下記方法によるものとする。

- ・コンクリートのスランプ試験方法（JIS A 1101）
- ・フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）（JIS A 1118）
- ・フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法 - 空気室圧力方法（JIS A 1128）
- ・フレッシュコンクリートの試料採取方法（JIS A 1115）
- ・フレッシュコンクリート中の塩化物量の簡易試験方法（JASS5T-502）
- ・フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法（JIS A 1144）
- ・コンクリートの圧縮強度試験方法（JIS A 1108）

※供試体の材齢は28日とし、養生方法は建設省告示1102号とする。

②試験回数は一日1回かつ打ち込み量150m³ごとに1回とする。

※コンクリートの製造元が複数社にわたる場合は会社毎に試験を行うものとする。

③擁壁の地上高さが5mを超える場合は、登録試験所にて圧縮強度試験（JIS A 1108）を行うものとする。

下水道使用材料について

- ①日本下水道協会認定品若しくは同等以上の材料とする。
- ②埋戻し材は再生砂とする。
- ③使用材料承諾書を提出して承諾を受けること。